



主催：全国青年司法書士協議会 民法改正対策委員会
共催：広島司法書士青年の会

相続法改正シンポジウム in 広島

～相続法改正による実務への影響～

日時：2018年5月11日（金）18:00～21:00

場所：広島司法書士会館 地下ホール（〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番69号）

対象：どなたでも参加可（参加費無料）

開催趣旨

当委員会では、相続法改正について、平成26年度から継続して議論・研究をしてきました。今般、民法（相続関係）改正法案が国会に提出され、これから改正に向けて国会審議が始まる所です。そこで、法制審議会民法（相続関係）部会委員であられた弁護士増田勝久先生（大阪弁護士会）をお招きし、法制審議会での議論の過程を踏まえて、実務における相続法改正の影響についてお話をお聞きし、さらには参加者とともにこれからの相続実務について考える機会としたいと思います。

内容

- 第1部 相続法改正概要解説
民法改正対策委員会メンバー
- 第2部 論点別報告
民法改正対策委員会メンバー
- 第3部 民法（相続関係）改正と司法書士実務への影響（仮称）
弁護士増田勝久先生（大阪弁護士会）

問合わせ先 全青司民法改正対策委員会 常任幹事 前田敏宏（080-5336-1416）

ふりがな 氏名		所属会	
事務所 (又は住所)	〒 ー		
懇親会	参加・不参加	TEL	
		FAX	

→ FAX: 03-3359-3527 (全青司事務局)